

令和5年度 田子町奨学資金奨学生 募集要項

田子町教育委員会

1 趣旨

学習意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学資金を貸し付け、高校・大学等への進学を支援し、有用な人材を育成することを目的とする。

2 採用人員

10名程度

3 申請資格

次の項目のすべてに該当し、申請時に中学校または高等学校、大学等に在学している者

- (1) 田子町に引き続き6ヶ月以上居住している方の被扶養者
- (2) 人物、学業ともに優秀で、かつ健康であること
- (3) 生計上の理由により学資負担が困難であると認められる方

4 奨学金の貸付金額及び貸付け方法（田子町奨学資金貸付条例第三条関係）

(1) 貸付金額について

区分（志望校）		A. 月額及び入学準備金			B. 入学一時金
		貸付総額	内訳		
			月額	入学準備金	
高校等		72万円	2万円	なし	なし
高専	1～3年次	168万円	2万円	なし	なし
	4、5年次		4万円	-	-
大学院、大学、短大、 各種専門学校等		60万円× 正規修業年数	4万円 (※)	12万円× 正規修業年数	(60万円×正規 修業年数)÷2
〈例〉四年制大学の場合		240万円	192万円	48万円	120万円

※入学準備金が不要である場合は、月額5万円の貸与となります。

(2) 貸付け方法について

- ① 奨学金は、口座振替により貸付けします。
- ② 入学準備金または入学一時金は、合格通知書類及び入学確約届を受理後、30日以内に貸付けします。
- ③ 月額は、貸付期間中毎年度、4・7・10・1月に貸付けします。なお、初回は進学先の在学証明書の提出後とします。

5 奨学金の償還（田子町奨学資金貸付規則第十条関係）

区分		償還年数	償還方法と金額
貸付期間が 5年以上	入学準備金及び月額	15年	貸付金の総額を償還年数で除して得た額を毎年度の償還額とし、その額の1/4に相当する額を6月、9月、12月、及び翌年の3月の末日までに支払うものとする。ただし、償還額に千円未満の端数があるときは、6月の償還にその額を加算する。なお、償還は、卒業後1年間の据置期間の後開始する。
	入学一時金	8年	
貸付期間が 4年以上5年未満	入学準備金及び月額	12年	
	入学一時金	6年	
貸付期間が 3年以上4年未満	入学準備金及び月額	10年	
	入学一時金	5年	
貸付期間が 2年以上3年未満	入学準備金及び月額	8年	
	入学一時金	4年	
貸付期間が 1年以上2年未満	入学準備金及び月額	6年	
	入学一時金	3年	

※奨学金は無利息です。

<例> 四年制大学を卒業後の償還について

貸付総額240万円÷償還年数12年＝毎年の償還額20万円

毎年の償還額20万円÷四半期＝6・9・12・3月の償還額5万円

6 償還の一部免除（田子町奨学資金貸付規則第九条関係）

次の項目のいずれかに該当する場合、奨学金の全部または一部の償還を免除することができます。

(1) 奨学生または奨学生であった者が死亡したとき

(2) 国公立大学に進学した奨学生であった者が当該大学を卒業したとき

なお、いずれの場合も関係する証明書の提出等の所定の手続きを要します。

7 申請から貸付までの流れ

順序	手続き	内容・提出書類
1	申請	奨学金の貸付を申請する方は次の書類を提出していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書（様式第1号） ・家庭状況調書（様式第2号） ・在学学校長の推薦書（様式第3号） ※1 ・前年の総所得証明書 令和4年度所得証明書 ※2 ・納税証明書 令和元年度～令和3年度 ※3 ・成績証明書 ※4 ・住民票謄本
2	審査・選考	提出された書類を基に審査・選考を行います。
3	結果通知	審査後、結果を「奨学生採用通知書」等にてお知らせします。
4	入学準備金または入学一時金の手続き	採用者のうち、左記の貸付が必要な方は次の書類を提出していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・入学確約届（様式第13号） ・合格通知書

5	契約	貸借契約のため、採用者には次の書類を提出していただきます。 ・誓約書（様式第5号） ・貸借契約書（様式第6号） ・連帯保証人承諾書（様式第7号） ・償還明細書（様式第8号） ・連帯保証人となる者2名の印鑑登録証明書 ・前年の総所得証明書（保護者ではない方の分） 令和4年度所得証明書 ・奨学生名義の普通預金通帳（表紙・中表紙のコピー） ・在学学校の卒業証明書
6	入学準備金または入学一時金の貸付け	5の契約手続き後、4の手続きをした方に貸付（振込）を行います。
7	月額の前貸付開始	5の契約手続き後、次の書類を受理後、順次貸付（振込）を行います。 ・進学先の在学証明書

※1・※4 **開封無効**としますので、開封せずにご提出ください。

※2 同一家計で所得がある者全員分の所得証明書をご提出ください。

※3 納税証明書は、保護者のもの過去3年分をご提出ください。なお、非課税である場合は、課税証明書をご提出ください。

※4 高等学校及び専門学校進学の場合、提出は不要です。

8 連帯保証人（田子町奨学資金貸付規則第五条関係）

連帯保証人は、次に掲げる2名とします。

(1) 一人は、奨学生の保護者

(2) 他の一人は、田子町に住所を有し、独立の生計を営む者で、奨学資金償還の責めを負うことができる者。ただし、田子町に住所を有しない者であっても教育委員会が認めたときは、連帯保証人とすることができます。

9 成績のめやす

(1) 大学等への進学志望者

在学中の学校1学年時からの全評定平均が、**4.0以上**であること。

(2) 短大等への進学志望者

在学中の学校1学年時からの全評定平均が、**3.0以上**であること。

10 収入のめやす

世帯の1年間の所得金額が下表の金額を超えないことが申請のめやすとなります。

家族数（本人含む）	所得金額
3人以下	491万円
4人	637万円
5人	787万円
6人	892万円
7人以上	961万円